

平成25年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会

日 時 平成25年7月4日（木）午後3時

場 所 小田原市生涯学習センターけやき第2会議室（4階）

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）平成25年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画（案）について
- （2）平成25年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）について
- （3）平成25年度小田原市生活交通ネットワーク協議会の進め方（案）について
- （4）その他

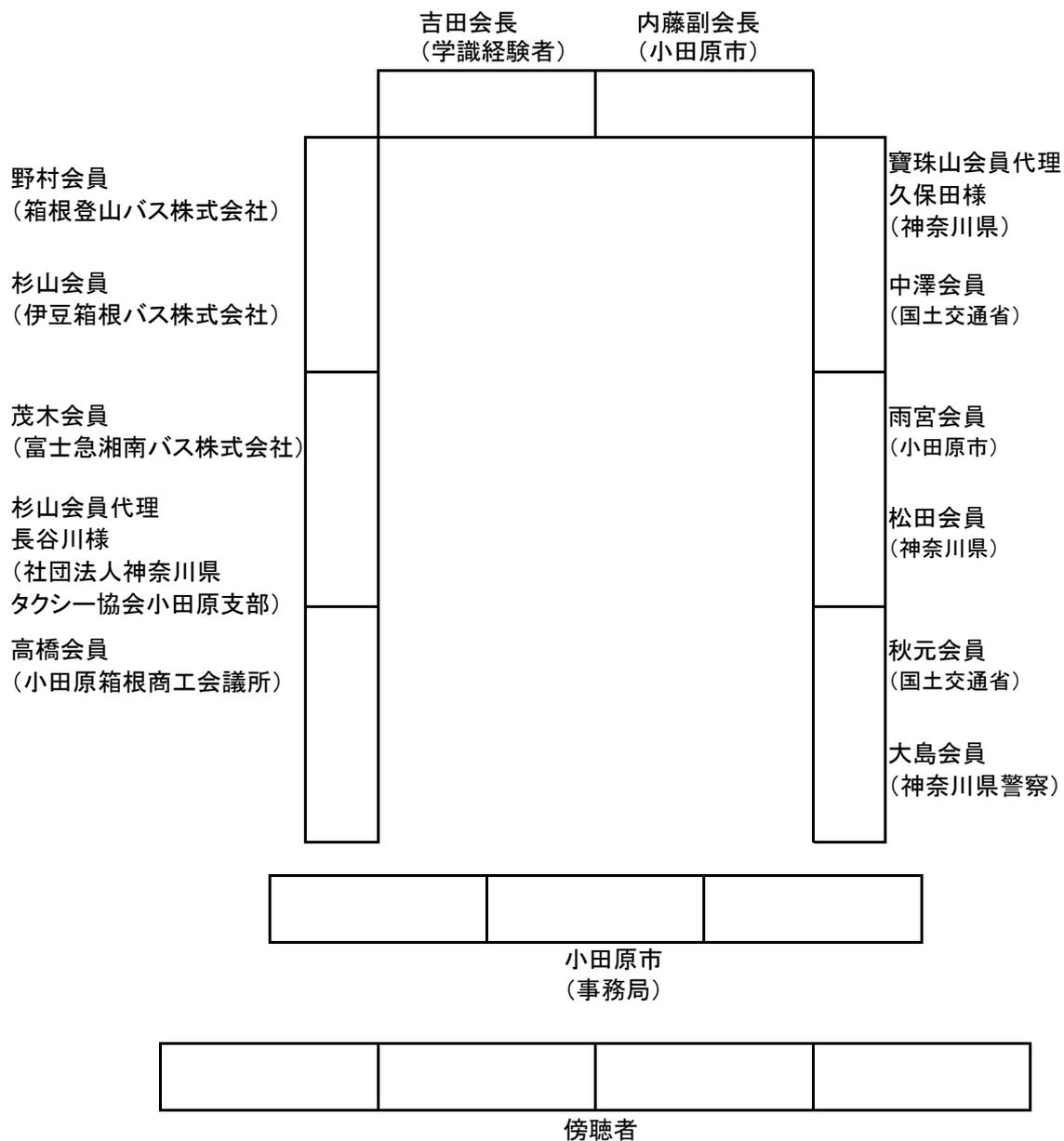
3. 閉 会

平成25年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会出席者名簿

区分	会 員		備 考	
	職 名	氏 名		
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村 尚廣	
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉山 保徳	
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	茂木 一郎	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部次長	平岩 敦	欠席
タクシー事業者	社団法人神奈川県 タクシー協会小田原支部	支部長	杉山 文男	代理出席 副支部長 長谷川 義明
運転者が 組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	幹事	川上 一男	欠席
利用者・ 市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	柏木 茂高	欠席
	小田原市自治会総連合	橘北連合自治会長	植田 昭嘉	欠席
	小田原箱根商工会議所		高橋 豊房	監事
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	大島 修	
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	副所長	秋元 孝夫	
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	松田 和幸	
	小田原市	建設部長	雨宮 謙二	
学識経験者	福島大学	准教授	吉田 樹	会長
国	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	中澤 延夫	
県	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課長	寶珠山 正和	代理出席 主査 久保田 貢 監事
市	小田原市	都市部長	内藤 日出男	副会長

区分	職 名	氏 名	備 考	
事務局関係	小田原市	都市部副部長	座間 亮	
		都市計画課長	小澤 千香良	
		都市計画課副課長	西浦 真生	
		都市計画課主任	本美 大輔	
		都市計画課主事	小山 和英	

平成25年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会座席表



平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画（案）

年月日	内 容
平成 25 年 4 月 26 日	<p>書面協議</p> <p>(1) 平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 （地域公共交通調査事業等）について</p> <p>(2) 平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 （生活交通ネットワーク計画に基づく事業）について</p> <p>(3) 平成 25 年度生活交通改善事業計画 （バリアフリー化設備等整備事業）について</p>
平成 25 年 6 月 13 日	<p>書面協議</p> <p>(1) 役員の改選について</p> <p>(2) 平成 24 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 事業報告について</p> <p>(3) 平成 24 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 決算報告について</p>
平成 25 年 7 月 4 日	<p>平成 25 年度第 1 回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <p>(1) 平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 事業計画（案）について</p> <p>(2) 平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 予算（案）について</p> <p>(3) 平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 の進め方（案）について</p> <p>(4) その他</p>
平成 25 年 10 月頃	<p>平成 25 年度第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <p>(1) 「おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり」について</p> <p>(2) 「分かりやすい情報提供」について</p> <p>(3) その他</p>
平成 26 年 3 月頃	<p>平成 25 年度第 3 回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <p>(1) 「おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり」について</p> <p>(2) 「分かりやすい情報提供」について</p> <p>(3) 事業実施状況の評価について</p> <p>(4) その他</p>

※適宜、作業部会を開催するものとする。

平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
負担金	300,000	小田原市
繰越金	110	
合計	300,110	

2. 歳出

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
会議費	251,000	報酬、旅費等
事務費	49,110	消耗品等
合計	300,110	

※但し、科目間の流用を認める。

平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会の進め方（案）

1. 協議会の役割

市民・交通事業者・行政等が参画する「小田原市生活交通ネットワーク協議会」は、市民ニーズを見極め、議論をする場として、主に次の役割を担う。

- 「小田原市地域公共交通総合連携計画（以下、連携計画と略す）」に定めた事業の推進について協議を行う。
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく「生活交通ネットワーク計画」の策定を行う。
- 「道路運送法」（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく「地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進に必要な協議」を行う。
- 連携計画に定めた事業を着実に推進するため、毎年度、P D C A サイクルに基づく事業実施状況の評価を行う。

2. 協議会の体制

小田市生活交通ネットワーク協議会規約（以下、規約と略す）第 5 条に基づき、協議会の会議は、会長が招集し、会員の過半数で議決を行うものとし、さらに、規約第 7 条に基づき、専門的な調査、検討等を行う 2 つの部会を設置する。〔資料 3-1、資料 3-2〕

作業部会	おでかけ品質確保部会	おでかけ品質向上部会
部 会 員	市民、バス事業者、学識経験者、行政	バス事業者、学識経験者、行政
役 割	重点事業 3 「ニーズに応じた路線バスの改善」の推進に係る作業	その他の事業の推進に係る作業

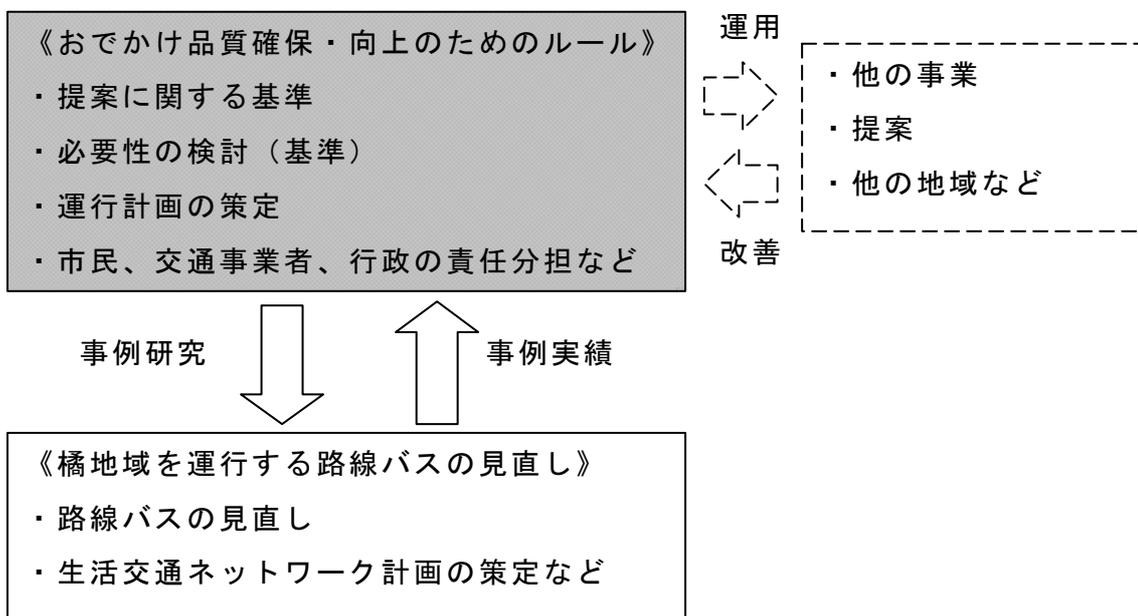
《おでかけ品質確保部会》

(1) 重点事業3「ニーズに応じた路線バスの改善」

1) おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり〈事業3-②〉

市民、交通事業者あるいは行政の発意により、公共交通をつくる、守る、育てる仕組みを構築するルールづくりを行い、おでかけ品質の確保・向上を目指す。

ルールづくりの進め方



2) 橋地域を運行する路線バスの見直しについて〈事業3-①-②〉

利用目的・時間帯等に配慮した路線バスの改善を検討するとともに、地域の特性・実情に応じた交通手段を定める「生活交通ネットワーク計画」の策定を検討する。

橋地域の現状

- ・ 買物・通院利用の時間帯に国府津駅と接続する路線バスが少ない
- ・ 橋支所の移転先が路線バスのサービス圏域外（バス停より半径300m）
- ・ 沼代では最寄りのバス停から1km以上離れた区域が存在

《おでかけ品質向上部会》

(2) 最優先事業4「分かりやすい情報提供」

分かりやすい情報提供を実施することにより、公共交通の更なる利便性の向上を図る。

早期の取組・実施を目指す事業

事業4－①バス停・行先案内等の統一化

バス事業者が連携して、行先・経由地の標記を統一し、車両・バス停・鉄道駅などにおいて、分かりやすく表示する。

事業4－②主要バス停における共通時刻表・路線図・運賃表の掲出

バス停やバス停の名称を統一するとともに、共通の時刻表・路線図・運賃表を掲出するなど、分かりやすい情報提供を行う。

事業4－③小田原駅における案内サインの改善

小田原駅東西自由連絡通路において、東口・西口のバス乗り場までの案内や、バス運行情報システムを導入するなど情報提供について改善を図る。

事業4－⑤バスマップの作成・配布

「酒匂川流域地域公共交通活性化検討会（近隣2市5町）」において、さかわがわ流域バスマップを平成25年度に作成する予定。

事業4－⑥インターネットの活用等による情報提供の充実

交通事業者と行政が連携し、市ホームページへバスマップを掲載したり、ポータルサイト（WWW にアクセスするときの入口となるウェブサイト）の役割を持たせるなど情報提供の充実を図る。

小田原市生活交通ネットワーク協議会の体制（案）

小田原市生活交通ネットワーク協議会

（目的）

・小田原市全体の公共交通のあり方について考え、持続可能な公共交通ネットワークを構築する

（協議事項）

- ・連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更に関する事項
- ・連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- ・連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関する事項
- ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金、運賃等に関する事項 ほか

（会員）

バス事業者 ・箱根登山バス ・伊豆箱根バス ・富士急湘南バス ・神奈川中央交通	タクシー事業者 ・(社)神奈川県 タクシー協会 小田原支部	運転者が 組織する団体 ・神奈川県 交通運輸産業 労働組合協議会	利用者 及び市民代表等 ・小田原市 自治会総連合 ・小田原箱根 商工会議所	交通管理者 ・神奈川県 小田原警察署	道路管理者 ・国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 ・神奈川県 県西土木事務所 小田原土木センター ・小田原市建設部	学識経験者 ・福島大学 経済経営学類 准教授 吉田樹	交通行政 ・国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 ・神奈川県 県土整備局 都市部 ・小田原市都市部
--	---	--	--	---------------------------------	---	--	--

作業指示 ↓ ↑ 作業報告

作業指示 ↓ ↑ 作業報告

おでかけ品質確保部会

（役割）

ニーズに応じた路線バスの改善のための専門的な調査、検討等

（部会員）

利用者及び市民代表等、バス事業者、学識経験者、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局、小田原市

おでかけ品質向上部会

（役割）

その他の利便の増進のための調査、検討等

（部会員）

バス事業者、学識経験者、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局、小田原市



事務局

（役割）

・協議会及び作業部会の運営

（構成）

・小田原市都市部都市計画課

小田原市生活交通ネットワーク協議会会員名簿（案）

区 分	会 員		役 員	おでかけ 品質確保 部会	おでかけ 品質向上 部会	
	職 名	氏 名				
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村 尚廣		○	○
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉山 保徳		○	○
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	茂木 一郎		○	○
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部次長	平岩 敦		○	○
タクシー事業者	社団法人神奈川県 タクシー協会小田原支部	支部長	杉山 文男			
運転者が 組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	幹事	川上 一男			
利用者・ 市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	柏木 茂高		○	
		橋北連合自治会長	植田 昭嘉		○	
	小田原箱根商工会議所		高橋 豊房	監事	○	
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	大島 修			
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	副所長	秋元 孝夫			
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	松田 和幸			
	小田原市	建設部長	雨宮 謙二			
学識経験者	福島大学	准教授	吉田 樹	会長	○	○
国	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	中澤 延夫		○	○
県	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課長	寶珠山 正和	監事		
市	小田原市	都市部長	内藤 日出男	副会長	○	○

※ ○は部会員。

平成25年5月16日付神奈川新聞記事抜粋

小田原市は「地域公共交通総合連携計画」を策定、2013年度から新たな事業をスタートさせた。高齢化の進行を背景に、路線バスを買い物や通院に欠かせない「大切な地域資源」に位置付け、事業者だけでなく、利用者や行政が維持に協力することなどを求めている。

(山口 譲二)

同計画は、12年1月に設置された市民、事業者、市担当者らからなる「小田原市生活交通ネットワーク協議会」が今年3月に策定した。計画期間は3年度から10年間。事業の進捗状況などを評価、5年をめぐりに見直しを行う。

まず基本理念として、『おでかけ』しなくなる・『おでかけ』できる公共交通サービスの実現、『おでかけ』手段として選ばれる公共交通サービスの品質向上』を掲げた。

基本方針には、①「住みやすい」「交流できる」まちをつなぐ公共交通ネットワークの構築②「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスの実施③「安心できる」おでかけ品質の確保・向上」を定めた。また、方針実現のために

小田原市 新交通計画スタート

路線バスは地域資源

四つの目標を設定。①小田原駅や市立病院など、主要施設のバス停における1日当たりの乗降人員を3%増加させる②計画策定に向けて行った市民アンケートで示された、高齢世代ほど高い路線バス利用率をこの世

高齢化「守る」ルール作り目指す

代でも市平均(36.5%)を上回る③運転免許がない人でも買い物や通院に「不安がない」との回答を半数以上にする④駅などに設置しているバス案内情報を充実させ、満足度を改善する」としている。

県西地域のターミナル駅・小田原駅を起点に、市立病院や小田原総合レジネス高校、箱根方面などに向かう5コースを主軸路線として乗り継ぎの円滑化や渋滞解消などニーズに合った対策を実施。市立病院と川東地域の大型商業施設を結ぶ新規路線の検討も行う。

一方バス事業者による赤字路線の減便・廃止が相次ぐ中、「公共交通をつくる、守る、育てる仕組み」として新たなルール作りを

は、JR東海道線や国道1号が走る海沿いは比較的サービスが充実。しかし、内陸部は空白地域が近年目立ち、家用車での移動が多い。バス事業者は4社92系統(12年4月時点)の路線が運行する。

目指す。

例えば、ルートやダイヤなどについて、市民からの提案も受け入れて事業者と協議、市も財政支援するなど役割分担を定めながら「地域の足」を存続させる。



観光シーズンを迎え、利用者が多い小田原駅東口のバス乗り場

傍聴要領等新旧対照表

改正後

小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領（平成24年1月11日制定）第6条
ただし書の許可に係る基準、手続等に関し、必要な事項を次のとおり定める。

制定 平成24年1月11日

改正 平成25年7月4日

1 許可の手続

会議の撮影、録音その他これに類する行為（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、撮影等を行おうとする会議の開始前までに小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）会長に、撮影等の目的及び方法並びにその後の利用方法を記載した書類を提出するものとする。この場合において、当該書類の受付は、協議会の事務を所掌する都市部都市計画課で行うものとする。

2 許可の決定

協議会会長は、前項の書類の提出があった場合は、会議の開始前に協議会に諮り、許可の適否について決定するものとする。

3 許可の判断基準

協議会は、前項の許可の適否の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公益上の必要性
- (2) 会員のプライバシー、肖像権等の侵害の有無
- (3) 会員の総意
- (4) 前3号に掲げるもののほか、撮影等が会議の運営に及ぼす影響

改正前

小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領（平成24年1月11日制定）第6条
ただし書の許可に係る基準、手続等に関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 許可の手続

会議の撮影、録音その他これに類する行為（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、撮影等を行おうとする会議の開始前までに小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）会長に、撮影等の目的及び方法並びにその後の利用方法を記載した書類を提出するものとする。この場合において、当該書類の受付は、協議会の事務を所掌する都市部都市政策課で行うものとする。

2 許可の決定

協議会会長は、前項の書類の提出があった場合は、会議の開始前に協議会に諮り、許可の適否について決定するものとする。

3 許可の判断基準

協議会は、前項の許可の適否の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公益上の必要性
- (2) 会員のプライバシー、肖像権等の侵害の有無
- (3) 会員の総意
- (4) 前3号に掲げるもののほか、撮影等が会議の運営に及ぼす影響

変更後

平成 年 月 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会会長 様

氏名

小田原市生活交通ネットワーク協議会の撮影等について

小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領第6条ただし書きの規定により、小田原市生活交通ネットワーク協議会の撮影等を行いたいので許可を願う。

撮影等の目的及び方法並びにその後の利用方法

- ・資格 報道関係者 一般傍聴者 その他（ ）
 - ・方法 写真撮影 ビデオ撮影 録音 中継放送 録画放送
 - ・目的及び利用方法
-
-
-
-

変更前

平成 年 月 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会会長 様

氏名

小田原市生活交通ネットワーク協議会の撮影等について

取材材料として、小田原市生活交通ネットワーク協議会の撮影等を行いたいので許可を願う。

取材の概要（具体的な撮影等の方法や目的などを記入）

- ・
- ・

変更後

傍聴者の遵守事項

1. 小田原市生活交通ネットワーク協議会会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
2. 会議会場において、発言したり、会員の発言に対して、拍手、その他の方法により、賛否を表明しないでください。
3. 張り紙、ゼッケン、たすき、旗などを使用した示唆的行動はしないでください。
4. 会議会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
5. 録音、写真、ビデオなどの撮影はしないでください。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
6. 会議会場の入退出に際しては、会議進行の妨げにならぬよう静粛をお願いします。
7. 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないでください。
8. 携帯電話等の呼出音が鳴らないようにしてください。
9. 小田原市生活交通ネットワーク協議会会長の指示に従わない場合は、退室していただくことがあります。
10. その他会議の進行を妨げるような行為はしないでください。

小田原市生活交通ネットワーク協議会
事務局：都市計画課

変更前

傍聴者の遵守事項

1. 小田原市生活交通ネットワーク協議会会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
2. 会議会場において、発言したり、会員の発言に対して、拍手、その他の方法により、賛否を表明しないでください。
3. 張り紙、ゼッケン、たすき、旗などを使用した示唆的行動はしないでください。
4. 会議会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
5. 録音、写真、ビデオなどの撮影はしないでください。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
6. 会議会場の入退出に際しては、会議進行の妨げにならぬよう静粛をお願いします。
7. 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないでください。
8. 携帯電話等の呼出音が鳴らないようにしてください。
9. 小田原市生活交通ネットワーク協議会会長の指示に従わない場合は、退室していただくことがあります。
10. その他会議の進行を妨げるような行為はしないでください。

小田原市生活交通ネットワーク協議会
事務局：都市政策課

参考

小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領
(趣旨)

第1条 この要領は、生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の傍聴
に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長は、会議室の広さ等の事情によ
り、傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴の手續)

第3条 協議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を協議会傍聴受付個票に記入し、
係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者
(禁止行為)

第5条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明する
こと。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をし
てはならない。ただし、協議会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第7条 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、協議会会長はこれを制止し、
その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、協議会が会議の全部又は一部を公開しない
こととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、協議会会長
が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年1月11日から施行する。